国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用

かくやうのみち〳〵をもおさめひろめてせんと
なほかまくら殿（頼朝）の御ために人の中かたきを
とりしづめんとてをさ〳〵をこたりなくやうやうに
定家為家のおほぢまでもとどこほりなくうけつたへ
ゆくことそのいにしへの當代の人〳〵にもをとらぬ
かうまでありてなほ古今の序をかくもいかゞ
とみ出されぬまた源氏の物語等をも
此道の業とおもひて侍らまほしくおぼえ侍
をも點ぜんとおもふ（ヨイ）よしあしの人をもおもひ
源氏自氏の文集等（ナド）へぬ事ながら
良経

をかゝらまほしくそれ後鳥羽の御ために源氏の人〳〵の
判の詞をもうけたまはりて侍る又撰者の等と源氏
をもとりまぜてことゝゝうし歌をも詞をも
をもしろくをかしくいひ流したる物語の
おほかたのやうに記しをきてはべり侍
（ハベリ）
歌ことに風雅をもとゝするものなれば
歌ようの文連歌とりわきたる事みつかれ
（ハベリ）
侍るべし人のおもひたるまゝをもとゝ
もいふことそこゝろ得ぬ事ども侍る
（名イ）
唐國へ渡りたれば我朝の事をばしらずとて
答へんとするやうなる事侍るべし

代々に連歌の上手とは柿本の衆と名付られよろしき
をは栗本衆と名付られ侍りき柿本は長者と号し
たるを栗本と号す事そかし同しき御時に殊なるもの
百句なとをもそのかみの定家卿は四十とかれぬるとそ自他
にも侍る為家卿も数寄をけてはさの業しけるにも其
つけさとそ申ける連歌とのこせられたるとそ承し後
後嵯峨院の御代少将并閑院少将門侍と云し女房連
歌しけそいてはへくし此事もも侍りさと也法性寺
のの人数ともに百韻余と合念たるけさ連歌の上とは
等とたのしみそうはあさもやうよしけし給ふ

忘ざられ侍り連歌は子細も侍ず一向
になく侍て連歌は侍ずしりてもことに詩
作る人の難句嬉しとは申しけり付て然れは連
歌をのみ好てやらむ物心のおもしそ殊勝にも侍る人
こそれ見もんを侍てあるをもちん人の連歌に今いま
めて思やいかゝ侍らん又前判の詞とはれをも
すへき方の人の心ぬ事は当連歌にもいひてしり
おれる侍る道信篠家のあん御時みとは出雲の前官
にも判の詞つけぬは殊勝の事ぞ家に見え後鳥羽院と
時事ものにみえて殊にあそ詞の花ととそへられし

野王の駅まで八道のあやまちなくそうらいぬ
らまほろそて(かこイ)をいとうるまうさく
そうかくいうる人ますべて事の詞とい
ろ人ら事(事イ)ろ犯ろやうまで八事優ある
かそ中にをよろ道と後世実事あるを
をせられある人そて事まで八弓矢判を
ゆそにとうあされてうかまつ今八我道の事と
そうまの中のまあそいうかひ
仕る事のあ宮まで八判の詞うまほ
そとあり聞しるそとそなまでうまく

笑ひのるそいそそ中出せる道先
ものむらやの老女御傍ら母教のそ
こみず我身あるともうくそ
かへす我身あるともうくそ
こみを犯事一(のイ)あるに
うこの道女服ろ遠(とイ)の隔ろ地萬年
の官職ういも(汙分)水出ら事の
ろくもあるろいろ物物をい
も犯あつめるくいろ平そ
の数ろもひあるへし毋の中
て宮殿楼閣やおひそるも

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用

よやはべるへき昔よりの人とさへてせ給へ御門とはあしき
ことなりさるは御代ともなり人をさへてそのかみね御時は乱
りかなるさしめのこゝろかく侍也大かた居とるこそ莫大なる
ことなりとも父のさへ侍とも侍也はなくて上としてハ
然御らむしきねるうは侍る人とてあひたるはとはおほしめせ
ともさうをけらるる事をなくよりともは法合はしとも貴
きを事の出をいふてさそ侍らめ文人然とめとかし
さうさとかしめ給へてやうて人の善悪はおもひつくさしや
鹿猶る獣なりともおそらく人をその事よりなれてさそ
との大無はいみしき人なれ佛と仏との境界をもと申

との二つは国ともの蓋をとりふて胸のうちに志ある
なりをはよそに見るほしき事也なくくらのつ子まだ
人のよしあしは世にはかくれなきことのまや二の国の人
多くは十のひとつのまことを言ふしかく違ひて侍るへきを道
子といふ人の申しあたるは君の人のよとしとを申しめ文あ
さしとやむことありひへかうみそてて天下の人のおそれはよ
りふともうらかへしとかや侍るなる事そも物のうは
もはかなる名誉よりの事也道の宗はあるいとぞ書
よくなりの後あともはしくなるさとも得道とも物の
よ千人の秘密をかきれぬ物そうし唐国の文字も

我國の百代ゝを誰ぞといふに
やがて御門を始め奉り
の塗物ぬりものゝ
らるゝことなれば
とてもかくても
ふ事ありて
ふ人
ふ人ありて
よし合せてもらひけるとぞ
ひてそ
う人間ぢんかんの父の
物の中より求出されて
こゝやうでめしつかはれて
せられそうな
あり后の
時雨風やまず
も此園ぢの
さふのさゝやかと
の事を時平
出来ありて
ようでありの人の

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

は衆時をあつめ両人ともに死をもて行ふものと定めあつく行ふとのやうに人をそのもとめあつ
とあるやうにくうと記かるそのもとめあつ
常ならぬと雖も心の設くあるべきやうに
おもふとや行ふべきあるべきやうに
理なり我が事にしやうあるべきやうに
あるものとして国の政の
うるおひ我が心をもつて
と願ひてさいはひくうと記かるそのもとめあつ
中ほどの行ふべき事也孤独

知あるべきやうに
とも人乃至のうるひ名利思のあ
しく官位を
人をも
そしるやうにそのもとめあつ
その後もむべき
命ぬやうに
わるべきやうに
我が一
ねがふべきやうに
我をねらふ人
世乃至のうるひ名

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

これをもちてはちらひそこ
ゐることをえず仍てその通
路をとぢ又人のゆき
ふるまひとの世の末まで
とうてふをかうしてみやこ
のつひゐをとゞめられ
まことにこゝろをくるしめ
を思ふにたゞ獣よりもなほ
狡黠を施すことを切に人
ゆきあふことを着韓信とひとしく
まつりごとをかうしてゐるや海人の
行きうるふうへ
ゐるより此韓信海を渡
国の管領をまうけ浦人の
ゑ物をもとめて着の公事
ゆけるに海つらにそなれ
うすると鉾をとれ仍てへ
とまうすのをみかへりてとゞめ
度のりてなしともくひろをやそ
ゑ物のうれをもて

十

十一

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

おい詩歌管絃のつてもて」「百の憑物ある人人
とて国ごとおのおの集へきたりやすてもろ人も鄭
をもみおもろく其道もおもしろく侍まてもて
人のうちゆふるめ中へをみるそうるか
ふむよふまてと面へうく侍まてと百の文也語と史記と
ばかりめとうく重人ともろ物の
皆人のうちありとて後ろ迎今さら
さてゆうしく此事ありまてもうみ今ん
人のそあけるおとふかれさ人ともれ
ゆ侍る迎ろ人のかとも重人へとや也ふ敵はれく

も麟鳳亀龍よあくへ鳳凰のあらしすへて出るとも
のうく侍るもうく小合ふるこれ神く
こゆやうにやてもせむる
王武王周公旦孔子のようとの
ゆるし人も周公の事なけ
とうくやへさんあうん我国
なとやさとやへうん此重人とも後の人の為
そ後てとうくて天地と
徳をもうへふるもの事
ふたつのいまつ賢人君子の名添とうふ此人と

中ごろのそれよりも今いまの世の
侍ども人まろよりの位よりも
とりわきて事いおうくの民
のあはれをそれをのまもと
さてそれよりてあるまじき事
うらさふるとくそれとかくもとも
まことをもてをおこなひ
なくところのひくき世なれども
まことのある人とめくむものなれて
まことをうしなふ発端をうやまひ
貴びみらとたふとぶ明友の徳
公あるさてそれを愚かのものを罪
とがもみなその分際よりたまつりの
す我等とおのくをもととくらの國の
る世金玉の類と教事のう
者ともあるものそれよりの人
今の世は過ぎる所それのあ
佛神とも心をを國をを民と
さそれをせ給ひ我等よりも
りとをとちてそれのうち
そ人ともへて大方この代よりの

党中の中古はようそう人ありて
れありてよく未だ世にいまだ見ざる人
みをみそなわすやうにありてその
うなものの心をもわれ人をもそ
そなすべくもあらざるをもとより
年ありて人ありて
よのひかりやうにありて
大和ことばと知そる人もそれ
有国をもそこひるまもそ
をのそうろうをもんそ文をそ

や侍べきかうよりあの事
ん人人を学文をする人を中へ
これ業世設の五代のうち
をこれをするといふうしにあ
武像をいかものうりとそ
ますべて国をさだめよ世をおさめ
家のうちとおさめん事
して日本国の事(そうい)ととなし
人のそうあうをそうそれを
をそうとうをそうあ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

ゐまし、犯せる者ども人いひをうまたイ
諫言して常にいふところ事ども侍る人のもう仕ふり
きめてゐまさでのみて侍る也藥ゐれをつるゐな
男性すくなく毒ゐ女ゐれをも淫をなす者
ゐりまさご帝よりの犯論ゑと國ていそれ人後物
話て賞賜せこれ也さりゐしの人ゐいふを
きてそまさ」ことを我ゐたう人事とゐいふ事
よもとゐまさでもゐ女ゐうゐゐるゐ
へゐイゐりゐやうゐるんゐいさめてをイゐ
さてゐまさでは人て國のためをそのまゐ人

滅よ私ゐるん人乃君のゐさ二ゐるくや
結ゐんてゐやうゐをのたなをけとゐの侍ゐん先人
とゐうくさ後をのへさ也をゐる
ゐひ我を布ゐも出ゐる今ゐ人のゐ女ゐ
て治ゐて改をもとうゐ也我ゐをお行ゐことを
物ま侍ま」ゐ覚ゐ中布門の業ゐ
義氏ゐとせさをて出後公人れて治天下の政ゐ
あ門をやされ也室人れうくゐるゐ海てゐの
つほ乃人のやそうゐとれゐらんうもるとは
うゐ」さも」うへ」穏夜ゐてたけ利根ゐる人のゐ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

身をもたんする世の女めてたき人のまねをもしつへき事と覚

侍るあるまじき事にいはれても中侍る法にかなひ侍る女房の

なさけ由をもこそ申侍るへし心ある女とは人々のそしりさせ給ふ

よき親父によりてむつましくなりてはおとこによる事なり老て

子は母にしたかふ心のまゝの事は我身をわすれぬ事にて

申めるにかたくもやはらかに心をかけ侍らはひとつのよく侍る

むかしや大やまと日本國は和國とて女のおさめ侍る人

この國のはしめ天照大神も女神にてわたらせ給ふなり神

功皇后と申侍りしは八幡大菩薩の御母にてわたらせ

給ひしそかし新羅百濟をせめしたかへさせ給ひしそかし

ともに此國をおさめしみちひとつなくは鎌倉の右大将の御

のこと尼二位殿（政子）二代将軍（頼家 実朝）の御母にて大将のあとをはひと

へに鎌倉の代管領せられしかはめてたく成敗ありしこのよ

頼經（順徳）武人のまつりことの時も此二位殿の給ひて義時をも

はからひ此大名まて下知せられしうはさそれは女をそなかれり

女人とは申ともむかしは女躰のみこそ此の国のためもよくしるしせ

給ふのこともかくかく侍しか今をもゆへとにかくにかしこき人

のあらんは世ことをもしるへしさるまし正文男女

の中いつとなくの事とそは光源氏の物語の母中侍まて

また今更かくにかまたゝめ（ぬる過ぎ）の我もそ思ひそめまことに

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

ゆくうへ（代イ）とのこゝろあつきそれ私の
よう記事ゆゑ小人に注をやゝてゐるこゝろのあつ
ようでたゝとゞめてくれることもやゝもすると
ふてゝ過ごしあることをあり明
戦乱時のうさをみてゐる過ぎ今も注やゝれ時にこゝろ
注もおろぬことゝ思ふこゝろ
勢物を給ふこゝろのみそおかゆる柳をこゝに注風
さいうかりしおこゝに（すイ）風うち今八人の國ゆゑ
おこ風うておゐるこゝろをこゝろへのみ
彼漢高三大功のこゝろを見ゆるこゝろ

るすゝめの也ゆゑ今の時をもつそゝめてたゝこゝろ
しみを給ふへられいよ
ゆゑのこゝろ今を風
さゝこゝろやうにこゝろ
てとゞめる過小夜の秋をめ思ゆこゝろ
ゆゑ秋あるこゝろ物のゝこゝろ
ゆこゝろあるこゝろ

此一帖文明の注妙禅院
ゆこゝろ秋ゆゑ

まいらするものなり

于時大永弐年八月廿二日　　邦高親王

兎園叟

右小夜の砧さめ以横田氏諸蔵本写之而
授合畢梅妙禅院者従一位冨子常徳院殿母儀並照院殿市姫
四女也京都大徳寺塔頭名

文明一統記　　同

一八幡大菩薩は清和公の御末将軍
義家朝臣と申せしより代々弓矢の
守護神と崇めたてまつれり我朝
六十餘州を治めたまふ人々皆此
神の御末なり故に国中六十
六ヶ国を治めたまふ事此神の御
ひかりなり父母二親の御恩也但
当今の人々は八幡大菩薩のおはし
ますことをしらずして威勢を
加へ我身思ふ侭の行ひをなし
まつて我身思ふ侭のうんぬんあり此事

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

[illegible]年二郎氏安代姫ヲ[illegible]
娶ル此ヒト人ヨク業ヲ勉メ学ヲ怠ラス夜ヨク
眠ラス夜ヨク起キ精ヲ積ミ力ヲ養ヒ道ヲ行ハント思フ
而已ナラス此法ヲ以テ人ニ勧メ人ヲ導ク
便ヨリ[illegible]ク慈悲ノ心ヲ以テ人ヲ憐ミ
ト恩ヨリ寛容ヲ加ヘ人ノ[illegible]ヒ
処ヲ見テハ[illegible]ヒ[illegible]
[illegible]ヒ[illegible]ヒ[illegible]
[illegible]ヒ[illegible]ヒ[illegible]
[illegible]ヒ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

一心直往西方之事

佛の教ゆい西方指方便と説給へる事

説宣ゆる所ゆい西方ゆうへよ宿ゆる

直とゆふそゝ西方ゆる心ゆうそと

ゆゝく指ゆ向ゆてとゆふ他人ゆ對ゆてゆ兎人

を指給とゆふ指ゆゝく勧賞とゆふ

ゆをゆゆゆゝとゆふゆのゆゆて

兎引西方ゆゝ行ゆゝ直ゆ改ゆ西ゆゆゆゝ

指ゆゆゆ鏡ゆ向ゆとゆふ

人ゆゆゆゝゆゝ兎人ゆゆゆゝ

へゆゆゆゝゆをゆうゆゆゆゝ兎ゆゆゆゝ

智恵とゆ大圓鏡智と名てゆゝ

乃法西方とゆふを鏡ゆゆゆゝ

一益悪をゆゝゆゝゆゝ

益とゆふゆゆゆ指苦とゆふ心ゆゆ

ゆゝゆ佛の法ゆゆゆ兎方ゆ

ゆゝん人とゆゆゆゝ悪ゆ文字ゆゆ書

ゆゝ兎と仁と引ゆゆゆゝ

言葉ゆそうゆゆゆゝゆゝ益悪ゆ文字ゆゆ

ゆゝゆゝゆゝゆゝゆゝ

あくこの地次人あるをもて言情のん
をやそれをも招かんう仁君の約おく
給年上下万民不帰なきあらんや
その貨をうとふ物をとらざるよ
物価とくに賤ふ倫のあるべきの
しく政因感果のてうとをうべ
まつそれ
一藝能をあるをみる倫へきそ
馬のおのとあるをもて家のさ
欲道蹴踘諸藝よりもてをも
廃薗院殿よ令式国毎をもて勤仕し給ひ管絃
琴の道まてを嗜給へるのそのあまりなるをもてを
ゆるさしめんうハはよるうしてそ
酒をを歓伯と号てそ給ふ
まふくをもてをいふのをもへそや
ものれう論語乃文をそ倫ふそうよ
ほそんとうてそうふまてそ法令か
をものまふくをもれうとふよ
もなをもとそ酔をもそ給ふのうをも

向向く無きを以て気味悪しく酔と思ひ始めらんは其
それぞれもやく病さらんものおそれくへつゝしむべきを失
ふるのおそれありて意を
つゝしまは破るゝ事ありと申く侍らんへくそは
幸甚く成べんは好ふまるゝ
処ろ也と雖も深く酔とうるさ
一改道とはんてう事つゝしむ事
行事とやてもおらつゝしまれ
ばりんとおもくへくそを
物へ和りやうかくのてと狂悪の心をそゝして
代の名をを恥辱とそうつゝしむ
節をとくやうる
むるてと也惜とも申くい許
はるとも
ほそ
きて時ゝすや
条よ
なおもくいまてて入
んをれ
ず海
巻四百七十六

[illegible]
野山を毎日の業とせんよりは
世業の[illegible]判物
[illegible]代官[illegible]
[illegible]
[illegible]
のごとく[illegible]
三人[illegible]
[illegible]
[illegible]

此一冊者後城恩寺殿御位牌
常徳院殿御所望被進之則以清書
写之畢

文永七年十月廿日

藤原道判

右文明一統記以伊勢貞丈立原萬佳本維磐藏本校合畢

樵談治要

一神代ようやまよへる事

我国は神国也天地開けて後七代迄神
代あひはなれ給ひくらゐ次第の事
勿論の又君臣上下のへだてなく神の
古をもしたひ給て百官共決断を専に
政事一ぺんの又議定もなく評定始ると
みえ先神社の修造祭祀の興行とありて
分寺をみな神ほうやまよへる也一年中其日六
二月四月の祈年の祭より始まる事也

の中にあると雖ども二百五座の神よりて
くらゐつゐをそそくだり物也 中に七百五座は
は神祇官よりの弊帛をのぞうけ給ふ
ゑ也 六十餘國の中のつくをのぞうけ給ふ
て幣帛をもつ也 年中に災難ことのそゝ國土の安
饒をいのるふなりて祈年穀の奉幣といふことはもれも
又七月の祈年穀の奉幣とはもれも
廿二社より別して幣使をたてられて昇氷風雨の
うまへなく五穀不熟ありらん事をいのり給ふ祭
ありき穀ハ人民のいのちなるゆへ也

くせもしや廿二社のうち石清水 賀茂 松尾 平野 稲荷 春日 大原野 大
原 延喜式の神名帳よりはじめて廿二社をさだめ給ふ社をさだめ給ふ
乃神とや也 とは 社をさだめ給ふ也 (六十九代 後朱雀院)
の御宇長暦三年 八月より廿二社の外
增ふ減也 昔ハ大極殿にて行幸ありて
らわれ給ふ也 夜ありて祈穀宮にて
をこなはるゝ也 祭使 上卿 奉行
あと奏向して 月日を定 行幸
れど 年中行事 みえたり 中申 六月十
二月乃月次の祭 九月五日の例幣 十一月の新嘗

今ハ四度乃幣帛とつひて伊勢太神宮へ王氏卜部中臣
忌部の四姓乃使をつかはされてとりわき萬目の清
神事ありて厳重の祭也。代々の聖主ハ別而
我国乃守護神とおもひ給ひて万民の尊ぬかくなりと
こゝろ祭ありて感応をわたさせ給へる也。神明も由緒ある祭
とはうけ給ふをも。次天子ハ百神の主也と申をは日本国
の神祇ハみな一人にそむきさとりの沙汰にまかす主領の
大将軍とあからさまに諸国の神社をもそれの国
司守護也以下属し給へるかにて祈年祭の二千
餘座とて国司より幣帛を奉りし也。又神ハ我子孫乃祭を

うけ給ふをいましめて諸社乃祭の使にハ神の
はこ孫とそらひへたてぬ石清水の役にハ
源氏乃人春日の役にハ藤氏北野へハ菅氏をもちひ
らるゝ事ハ當時ハ他姓をえらはるゝ也。八幡の御霊と
申ハむかし謀叛をおこして正心をとけしとある
事も又何事もなくならみ代々をめくるゝ人の霊
まつれるハ社なり崇めてハ和光垂迹乃神明にて
もあらはれし事也すなはち神とハおもひくハ先祖
乃霊をまつりて神といふ御霊なまつれて是也かくの
ことし神乃あかまりをうけます也すこしかはる子孫

為て安位とも云ふ事也
橘の博覧う擬潘叉論と
不あまいすかう癘と
なまと鄭の國よ良霄
みさうれ霊疫癘とあ
る産とい智恵乃出あ
桑乃てばたのさこう
ろとそやさ侍の文林
りるけるや 弾機 弘仁三年九月乃官符ま性異
聖人徐らと妖言乃罪ハ法制

いう事あくさ云ふ侍ふ
上すへうしるうさ
等とのるかわされ
退務るへうこれ
ほかるへ造酒還官
も称さ称まかの
ろハ美上ふとうて
先例ま海のさくし
有封の社の称戸
をへさうしみえ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

華厳天台三論法相倶舎成實律宗也れる仏倶
舎と法相よ分ち三論よ華厳よ分ち成実ハ三論よ
ふるて六宗よ分ち浄土と禅とハ二祖よ
あまた代ハふと雖とへしも天竺の事ハ略をけ
ま此土ハつて唐土よハ今ハ
おゐく伝ふるや宗乃血脈いとすら失てくはしく
ハしれてハ今ハ
未世乃仏法よまる乃ハ糟粕よ分噛しおよ糟曾
の遺勧おまい大概那多人ハ八宗
きゆゝに分後のハなもしらひ

ゆてもんなせの宗よ判して強ち
宿習よよる一ハ前縁よもとうくも
多人乃心よ随ふとへしとうるく華厳天台三論法
相ハ共宗よ法門奢盡ゐて義理深奥ゆゑ
くゆゑ一ハよるハ真言ハ暗誦加行乃ハ灌頂
ゆと其人ゐおゐんいお趣ハ
八斉戒とゐのら天台ハ円頓戒ゐとゐんと
やすゐまと戒よ二百ゐ十戒ゐとゐんと
ゐかうへし称ふに浄土と禅とハ二乃宗よとうも
取乃ゐやもとゐるん当世乃人乃ハ二乃門よ

とおそろしのくにも天下を領ぬる人物ゆゑなき道ともうらもをとこおうなくむつまじくあれとあまたゆつるべくてとゐまりされはとくおきて百民のうへとくとくおさまりてまもよいおさまりて理非とうしをはうてい地蔵観音の化導のおもをもとゝされ慈悲の教を専ら唐竟廣宣流布の仏像の別まうへんしん仏像仏像流布法華一乗その唐土雪舟と書よいなく釋迦中国より生をうけ教と設るとを用れのおくまんしん仏像仏像流布法華一乗し教化まうへんしん仏像仏像流布法華一乗則西んぬおうへ引君ようのかんしん地獄をくへ引やんぬおらば引小人へらんとそう見へ酒典和會をもて亜相のとうのなのへをうへし又寺院たう僧伝供養をもて仏事をも仏像流布法華一乗や海上へなりさかへ名国利養の仏事けうく無上菩提の善根とへうへ長者乃万物よりも貪女の一燈ゆまされるとうへあるもとくへ聖武天皇天平十三年丹諸国よ護国ゆゑ二寺とをもてゝれて僧尼と安宅し金光明法花ゆの経をうとけ事とおくの国乃寺乃をもの四行をとうへ百穀の豊饒をいのうと祈人の結

のちの後世をねがふ人の所職を尊貴をもいとふハ昔の檀那の人
りもいかなるひとか此法のことばへのこと次第あらし
ときこそ寺院をかまへんよりハ吉きことなれ造営せしむ也それ功徳極
まりなきよし縁法の受領をさとられ侍らずやされ出
家の法をもちゐるもわか宗ハ観念のさまたげとならんとしハ貴人
けまでも無智無懺の男女とすすめ入てまことにハ徒黨
をむすひ邪法をひろむるハ武業とさためすすけ濫妨と
そしるなりハ仏法の悪魔王法の怨敵也とまて此なとも
らとハいつれもいはしめらるへきにても武道のかた人也一
遍聖の申されたくひ二退帰依渇仰さまたけも

世乃けがらひとハかさねて此をわするなととハ一極法を
無理にゆるしける人し昔の大師先徳ハ求法の為に風
波の難をしのぎみちをしたがひ船のうちにもつとめ経
論聖教をとりすてて法とし此覚悟をなしとく朝
廷にまゐるとは覚えずして利益し給はむ世に殊るにも
まよひ此動乱をとりけるかの小得分さて八度者の二
人三人とやよい聞法をたる也度者をハ今乃世ちや
又ハに出家さの為には寺院をもち出家ハたゝならぬ方れ極
なされをとりぬめりて繁昌とそう寂ハ歳をかめしかハ我宗
我を相承とゝめ文章よりて杖をもせしむるためなれ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

をもうしをも一処兼年ノ人数とさだめものをもふかはるくとの年分ノ
ものをもふかはるくとの年分ノ
ふたつをそれをもとめ改正ノ
仰をもて今ノ慶者ノ後ノたそこら
おくい黄をもとめまねくのおく
為一かうな法家ノ今に繁昌をいふ人ナ
大師先徳ノ法流のうちにあり
一諸国の守護ゐる人廉直なるをもとめ賞時のも後職い着
法国の出司ハ一任四ケ年よりもとの
の国司よりおのもとといふことをもとめ

とをもと春秋の時の平二諸侯戦国乃世の七雄よりもて
法取治教令の大将漢白河院の執権(七十七代)
処遠補後よ福をもとめよりおのの
乃代官とうけ半国をもおさめ
手段とをつくうへいもやくさめとうれ
海をもりかうかうる得分のおいそれをあ
ふい事君のをもとたてまつり
て廉直のはまる道也よ関隠徳乃行未代よ及ては
冥加もうるの人栄花とる孫よつてつとを取て
もれいをもとめ接民の仁を施すに

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

さあんあるそれあるそれや（後醍醐）貞永のさ
うせそにいよの武小地頭立民の私
別段なるこ不当の職とあるあめられ
補とへてそ也又建武（後醍醐）のは法
也国中よ治者兵地職よる尤緊用よ補をれ
民にるへてそこと式条のてくあ時
公人とえそこひて職よ補そ
あや知るよ当時の私あくくよ上裁
あも当さうとあいまに於職とて他人の
押領一富よ当民うそ私欲とくふまい

さいよてそこをあれのよのあ
当そと人とあくそんと
うと富貴よ家よいるにこ
こそあの恩恵もあそ事なる人
とて死ある時こつあるものあう
男にうへあるよう佛をそ
国衆のをのみ領深自松
といそこれ松分れるあくあうへ
ばうけ人のうそ私あい無理松道の押領とあ
へ也又人ねのそこをあもこ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

まあることれと西我あることあるくあてそこ
ろへ治ふるよりよりあてそうも気よりのあ事よあ
まいる我をそうくんとひうふるよ事ふなれあてりよんそよ
物事ともあみへとあ門あるようつへてはるこ
そうくうまうきれ物ともうこ一旦ふ給恩をむしされるん
半あるよみなとうひとふへとを一大事よそみ戦場
あるふおもし御て我先あるふ落うをて打角よ用よ立
ものいまあ御あ本曽義仲い藩東ほとし時吾諺
ひるうくうも西条津の弟あて討死とふ時くうふ二
騎よあれうことくうろへ用みもそそあ猛勢を

うてあてと城主あくあうる名を利この二い河まも人
の物うま事あまとも名を利也名ふ百代の名武
士共一命とすつるも名を惜ふるの
悪名とい行ふも思いあて命をふ
りや物ん為鎮和尚とも少人のよう河の事いふ理と
ひよ二のみる小ことあて物ふへうる我領知と人
まとふれくとはる必人の領知とはへてとんとする
そ乃道理い門方ふへふ欲界ふ気生ふ
ま思い欲ふるふへふ人ふるひ乃気まふれい理よ
まよよあ事い有海ふれとふれうんふこの名現も

と二人ともに死ぬるをひとりは死ぬるとしてすかしやりて南山へ入て庵をむすびて仏道のために修行をつとめしとなり

一訴訟の奉行人其仁を選ぶべき事

元来訴人は其事柄の軽重を量り改道の善悪をよくよく見定めて訴ふべし

無拠のことなりてあつまることなれば
技術をも心理路うの術をも
もとより兵の職掌なるべきをも
もよりの人おおくは別て陳
法異の愚勤とともにめらるる人ときのばや
一通習着なるべきまでつ
ども、建武の十七ケ條の中なれども
當閑とそうつることとも
きるべし。陳法の調諍のするべく
あるべし和漢のことはしらざる庭よおい

てもそのことあるべきことまで練のうち
當用とうつかうのべくあるべきそのの
乃至たる西科なりて一具よ定るべくこれる
不同もうてもいうこと西一條の
悦ん(悦)ある人とそうつるべくして二條西直廉條あてもく(條)
て私なうみる人とあなう馬のうをもてん
いさそうる人は和漢の才藝あらん人とうんん
毎一人ものあるといもの一ようなう悪はし
て欲よあけん人二よいうまで人の姓をみると
出のごと二ようて武藝は通よにうまで脇師一也

ゆゑハ狂言綺語そのて人ゝ
ゑのようゝゐ事ゝそ侍いひ
但迦葉ゑんそて名遣ゑん
ゐ侍ゑ前の事ゝ
ゐゝそ侍ゑ
ゐゝそ侍ゑ
人ゝそゝ物そと云ゐ
君のおや御のまゝ
如為初ゝゐゝ人ゝ

いゝゑゐゝそゝハ機嬢
しのゝそゝゑゝゝ
事ゝゐゝゝゑ
ゝそれを磐ゝゐ
ゐゝねそれハゝ
賞状をゝゐ
りゝ犯ゝゐ
ゐゝゝゝ
ゐゝゝゝ
ゐゝゝゝ
ゐゝゝゝ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

とゞめ給ふべき事也昔朱雲といふ人漢の成
帝をいさめし時帝大に逆鱗ありて殿前に仰付ら
れ朱雲をとらへんとて引出さる時朱雲は御前と
すがりてしばしはなれざりければ殿の檻をおしさげてありける
是を乃ち小修理せんと申人ありしが成帝はす
ながく修理すべからず其まゝにて後人のいさめのかたみにせよと仰
ありしかばそのまゝおかれけり是によりて諫めし人ハ大きに喜
ひしかは我とのぞむ事もなくいさめ申よしを聞召されき
ま又國をも天下をもうしなふまじくしておもむきあさからず太宗は
心さしありしより小賞し給ふなり情けの官とす

國を治をとゞめ遺跡ひろくつたへて君のおや
まつりごとすなはち世をおさむる理はさとれりさとる也
諫議大夫といふは今の宰相なり是は君のあやまり
をいさむる職なり諸のとがをいさめ事共を
なくてかなはぬ事なりけれは用ひらるゝ所也是は公
私大小の差別なくおよそ一家の内にも政しあらんと
必是をいれたるはあやまちあれは分ごとにいさめ申べし
やうなる人はいさむべき中なる人也次に諫奏とて
是はいさめ申事を書にてたてまつる事也
是をは白くさし中に事を書て魂の物とをとりて奉り

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

旧記をもとめさせ給ふに、所司ども、
もうしそめたるやうにて、
こと出来ぬ所どころ、
法の乱、往昔寺五山十刹之
ごとく廃亡の
ごとくなるを
ひとつとして
さくものいまだ
ことなり
先代事
有るべからず
をうたがはしめざるべからず
人乃至一衆生命を
ら以来代々の
しいれまつるものの
とおもふ人
みな民商人
へき制禁
ひともなし
つまま
一篇中
此自
人乃至一衆生命を救ふ事
ら以来代々の勅許を得
しいれまつるものの
とおもふ人
みな民商人
へき制禁
ひともなし
つまま
一篇中
此自

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

おさむしてさきとのつりされ天照大神より始祖の法
我邦神初皇后以来乃女主尊有りけり皇后は八幡
大菩薩此御母神にて百済をとせめ給ひ
而して皇国に於ては神功皇后と申奉る也
又推古（三十四代）天皇を始めて奉りしより
時聖徳太子摂政し給ひ十七ケ条の憲法を作り
是を世の人皇（三十六代）孝徳（四十一代）称徳（四十三代）元明（四十四代）元正（四十五代）
りて位を父母をおさめ給へり
皆漢乃高祖の后恵帝の母
皇后位に居給ふ乃至

申宗の母中宮
仁皇后位に居給ひし哲宗皇帝の母
うして天下の政道をとりおこなひ給へりされと垂簾の
政とは申ながら此ちくい儀会乃右大将の小乃方乃在
改革と申しは小條の如き事共時政にもとめて二
代将軍共母乃大将乃あやまりを海るとはかりとも此二位
乃教訓し給ひ此大将の治ひ一向の源倉を管領せう
也てみるに成敗をもとりかくし乗久乃こと乃時も
二位殿の御ために義時を法名乃小名にて一通文と海り
小切しに給ひしも良観政要と云書十巻をい菩薩の

為長卿とみえ人よ和名
也けと志乃り一を妙二位尼の志りとき也くて光明皇
道家
等代関白の志る伝種金人
とゆわ年代宣旨をもの七条の物軍教理とや
も乞也妙軍代代貞永元年小六月一ケ条の式目伝
そゆめ行て今よりの武家のことゆれるや
法也男女よろづ至下代万理よろづ決也道
の事猶依カと合をこゆひ行うんのさうろう
公ろ人うろと笑行り
一天下主領の人ゆろ威勢
人乃威勢の善ゆ事ゆ道理と志れ
もちおそまて而志とに淳伝也とゆる文章理非石
の人ゆいとゆめれとそ心
三尺乃利劔の箱の中と妙
法乃て志も人乞とおうれい
法乃て志も百里乃外よ
志ゝ又柱尻の淳山
妙ろ麟麟よ角乃うろふ
あまとゝ人伝尾ゝろ
ろとゝ乃行ろの妙
尾ゝ威勢有ろ
尾ゝ威勢とゆ

事にうて大ひも成就とう
をよき人ぞ待ておうぶんの事とおもふれ
ども大ぜいよりよく成ものうて
政理よりおもくをもかろくすることと
の人とりひて一ぱの罪科あるべき人の所治理よりも
うべうて引ならう所ありうてあるべき人
罪過とをもてをはなす事あるべきものそう
うれ地ばおくことをうけ理をいはとうまう
勅うそれよれ遠流とをいふ事あるべき人
おくていまへうぶ上試と皆ゆるし仕とをくめ
乃至外をあらい没収せうぶへうぶ又向合うれ中
事たるひ理ある事成ぞをも受入給へうぶうかく
のおとく式制法をうれをい上ばあかりうをも更よを
以へうぶ又一国のうち後ち所勤ぞうぶうん
をはいうまん元大将軍とうぶ
ちくうぶみの外ばれ制しの
ぬまうぶ職として成給ふことと遠背中ばをいかして
罪科ぞ處ぞうぶ更へ代ぶ武将の手例として義兵
をおうぶ勅歌よ唯うぶすみやう不退治のうぶ及
百ぶ事理のとう所ぶ右ぶあうぶ次ぶうぶする

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

はうもとをとりて井にめぐらしていうをも前非と悔
昭法中のう井うおのてをあらひ計略するへきうをえ仁
乃道井ふえ——それ又ふうひいおもをとりて寛
の照覧よまもられい上試とし用文雅意よ海うもん
漁歌いうふうし自嘱をふてまて俄よ威勢ぬ井な
留事をえ又前跋をふ小あふうひふ井ふふふ時ふ多
来とおふへふさふまふてふ井をえ近ふおえをいひふ
う天お事乃百本有へふ——とふ人乃中に及
ふちう百也
猶文を王道と称とふいふ風まふもう

常徳院殿自筆御奥書
右此一冊一条殿御作者也不可秘々々
文明十二年十二月六日
自御方御所被下也
文明十四年七月五日　義覚御判

以下他今倣此 義尚
自大樹政道詮要可書進之由承給之間粗令勘敗
及度々有御催促仍此一巻之書写之畢
其旨進覧之条者仍執奏之処
義政
御感悦殊令進准后御方之処有御一覧被返給之
就中可被写此法之由被仰之間一校令校畢給之
同者好顕可書進之状如件
可謂眉目者也

此一冊借請改正朝臣仰旨書写畢
三条亜相 御判
三国老人 御判

長享元年仲秋日

権下衆門 御判

右此一帖申請 龍翔院御本書写之校訖
之誤者歴覧之暇人添削之矣
延徳二年春月九日

律師宏威在判

右雑談治要以横田茂諸蔵本書写以讀耕齋蔵及流布印本校合畢

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』請求記号 127-1
ガラス使用

127
267
1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1